

(令和4年2月1日 農林水産省公表)

1 調査実施状況

農林水産省は、令和3年10月から12月末までの3か月間（以下「調査期間」という。）に全国の広域小売店1,005店舗であさりの産地表示の状況を調査しました。

※広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

2 販売状況調査結果

(1) 調査を実施した1,005店舗のうち、829店舗（82.5%）で生鮮あさり（冷凍のものを除く。）が販売されていました。

(2) 調査期間に全国で3,138トンのあさがり販売されたとの推計結果になりました。

なお、原産地別の販売割合は、高い順に熊本県産79.2%、北海道産8.5%、愛知県産5.8%、有明海産5.0%、韓国産0.9%、その他国産0.7%でした。

(3) 最も販売割合が高い熊本県産は、北海道、四国の一部及び沖縄を除く都府県で販売されていました。

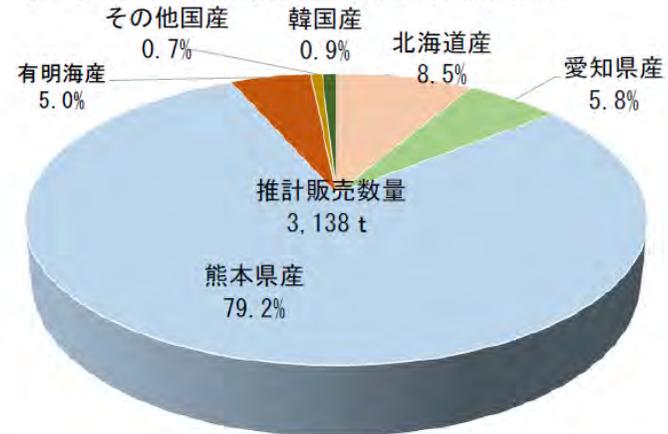
3 漁獲量と推計販売量の比較

(1) 調査期間における国産あさりの推計販売数量は3,111トンです。

(2) 最も販売割合が高い熊本県産あさりの推計販売数量2,485トンは、熊本県産あさり令和2年の漁獲量21トンを大幅に上回る結果となりました。

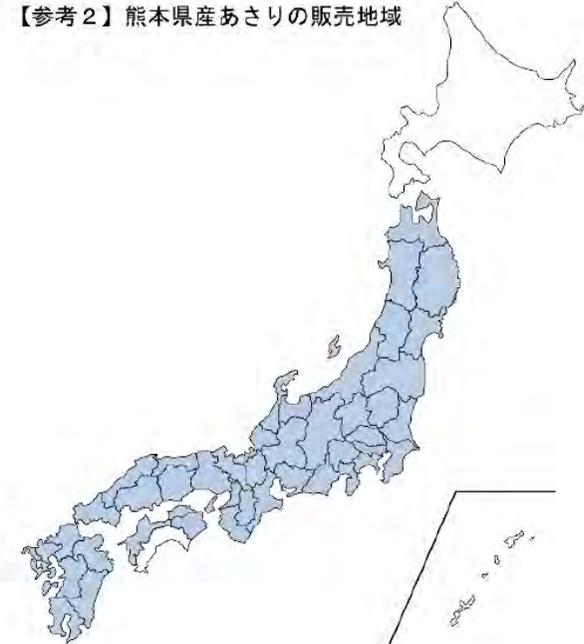
※熊本県産あさりの漁獲量は熊本県への聴取結果

【参考1】 推計販売数量による原産地別販売割合



※ 推計販売数量=(1日あたり販売数量÷調査店舗数)×調査母体数×日数(10月から12月までの92日)
※ 1日あたり販売数量=7日間の販売数量または(7日間の仕入数量-(7日間の仕入数量×廃棄割合))÷7日
※ その他国産は、千葉県産、静岡県産、三重県産及び広島県産の計
※ 数値については、四捨五入により一致しない場合がある

【参考2】 熊本県産あさりの販売地域



4 漁獲量と輸入量の状況

- (1) 令和2年の国産あさりの漁獲量は4,400トン。
- (2) 外国産あさりの輸入量は減少傾向にあるものの、令和2年の国内あさり流通量の約9割となっています。

5 科学的分析調査結果

全国で50点の国産あさりを買上げてDNA分析（一塩基多型の比較）を行ったところ、熊本県産として販売されていた31点のうち30点（97%）について「外国産が混入している可能性が高い」と判定されました。

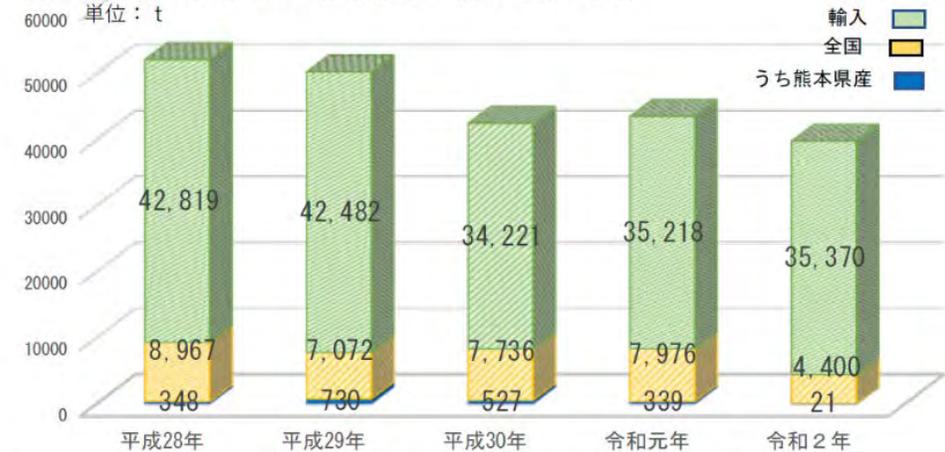
※本分析は、外国産あさりの混入の可能性（疑義の有無）を判定するものであり、この結果のみでは原産国を特定することはできず、仕入先、販売先等の流通ルートにさかのぼって立入検査を実施し、事実を認定していくことになります。

6 今後の対応

農林水産省では、以下のとおり、関係機関と連携しながら、引き続きあさりの表示の適正化に取り組めます。

- (1) 本調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。
- (2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。
- (3) 本調査の結果を基に、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体、都道府県水産担当に対し、あさりの産地伝達の確認の徹底等について周知いたします。

【参考3】あさりの漁獲量と輸入量の推移



※参照元 海面漁業生産統計調査：農林水産省(令和2年は速報値。熊本県産は熊本県へのの聴取結果)
貿易統計：財務省

1 調査の背景及び目的

農林水産省は、令和4年2月1日、「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」(以下「実態調査」という。)において、全国の広域小売店で「熊本県産」として販売されているあさりに外国産が混入している疑いがあると考えられるとの結果を公表するとともに、食品事業者に対し、水産物の生産、流通及び販売に携わる団体等を通じ、産地伝達の確認や法令遵守の徹底を要請しました。

また、同日、熊本県は「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」を発出しました。

これらを背景としたあさりの産地表示の現状を確認するため、全国の広域小売店において、2月16日から22日までの間、調査(以下「点検調査」という。)を行いました。

* 広域小売店：事業所、店舗等が複数の都道府県に所在する事業者

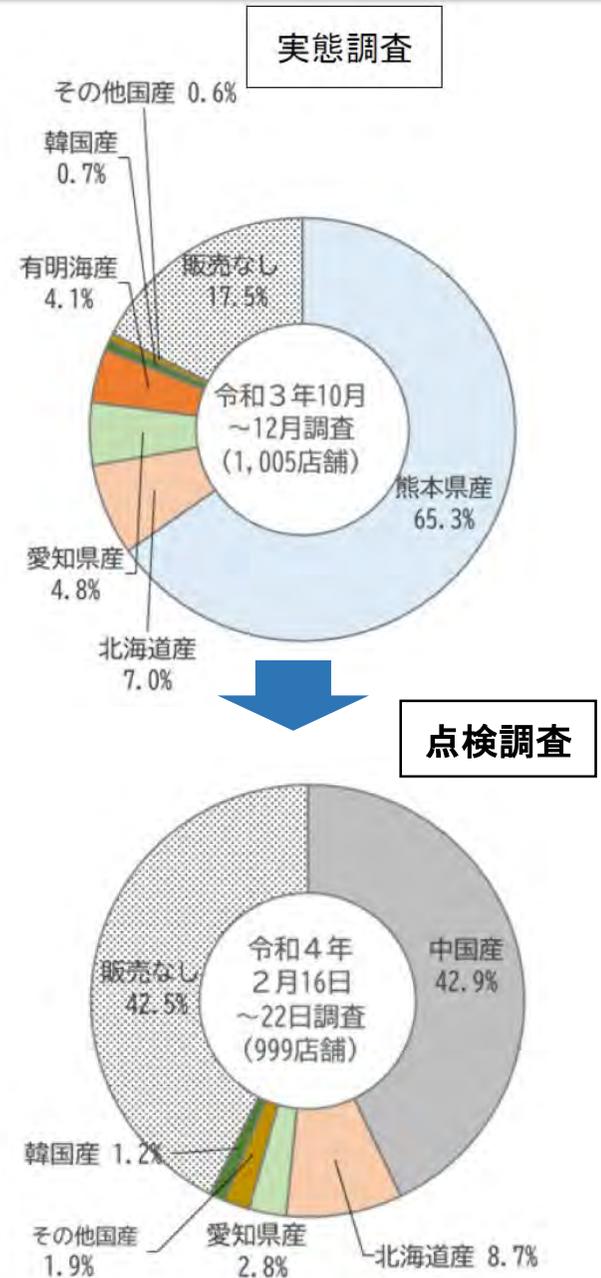
2 結果概要

令和4年2月16日から22日までの間、全国の広域小売店(1,005店舗)において点検調査を実施した結果、あさりが販売されていない店舗の割合が、実態調査(令和3年10月から12月末に実施)の17.5%から点検調査では42.5%に上昇したこと、実態調査時点では販売されていたあさりのうち79.2%を占めていた「熊本県産あさり」は点検調査時点では販売されていないこと、実態調査時点では販売されていなかった「中国産あさり」の販売割合が点検調査時点では74.7%であったことなどを確認しました。

3 調査方法

- (1) 実態調査(調査期間：令和3年10月から12月末まで)を実施した同一の広域小売店1,005店舗(うち6店舗は廃業・休業により調査不能)において実施しました。
- (2) 調査期間は、令和4年2月1日の実態調査の結果公表後約半月、かつ、2月8日の熊本県の「熊本県産アサリ緊急出荷停止宣言」の発出後約一週間経過した2月16日から22日までの5日間(土・日曜日を除く)としました。
- (3) 農林水産省地方農政局等の職員が、店舗で販売されている生鮮あさり(冷凍のものを除く。)について、目視により原産地表示等を調査しました。

* 地方農政局等：各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局



(令和4年3月18日 農林水産省公表)

4 販売状況調査結果

(1) あさりの販売状況

あさが販売されていない店舗の割合は、実態調査では1,005店舗のうち176店舗(17.5%)でしたが、点検調査では999店舗のうち425店舗(42.5%)と高くなりました。

(2) 販売されていたあさりの原産地別の販売状況

あさが販売されていた店舗における原産地別の販売割合は、高い順に、実態調査では、熊本県産79.2%、北海道産8.5%、愛知県産5.8%、有明海産5.0%、韓国産0.9%、その他国産0.7%であり、点検調査では中国産74.7%、北海道産15.1%、愛知県産4.9%、その他国産3.4%、韓国産2.0%でした。

*販売割合の考え方

①実態調査：推計販売数量に占める推計原産地別数量の割合

②点検調査：販売されていた商品に関する店舗別の原産地数の割合

(3) 原産地別地域別の販売状況

実態調査と点検調査の原産地別地域別の販売状況の変化は以下のとおりです。

ア 実態調査で販売が確認されていなかった中国産が、点検調査では北海道、島根県及び沖縄県を除く44都府県において販売されていました。

イ 韓国産は、実態調査では四国及び九州の4県で販売されていましたが、点検調査では中国及び九州の6県で販売されていました。

ウ 北海道産は、実態調査、点検調査ともにほぼ同数の都道府県で販売されていますが、実態調査では北日本を中心とした販売が、点検調査では南九州まで販売されるなど販売エリアに変化がありました。

エ 愛知県産は、実態調査では東海を中心に18都府県での販売がありましたが、点検調査では10都府県に減少していました。

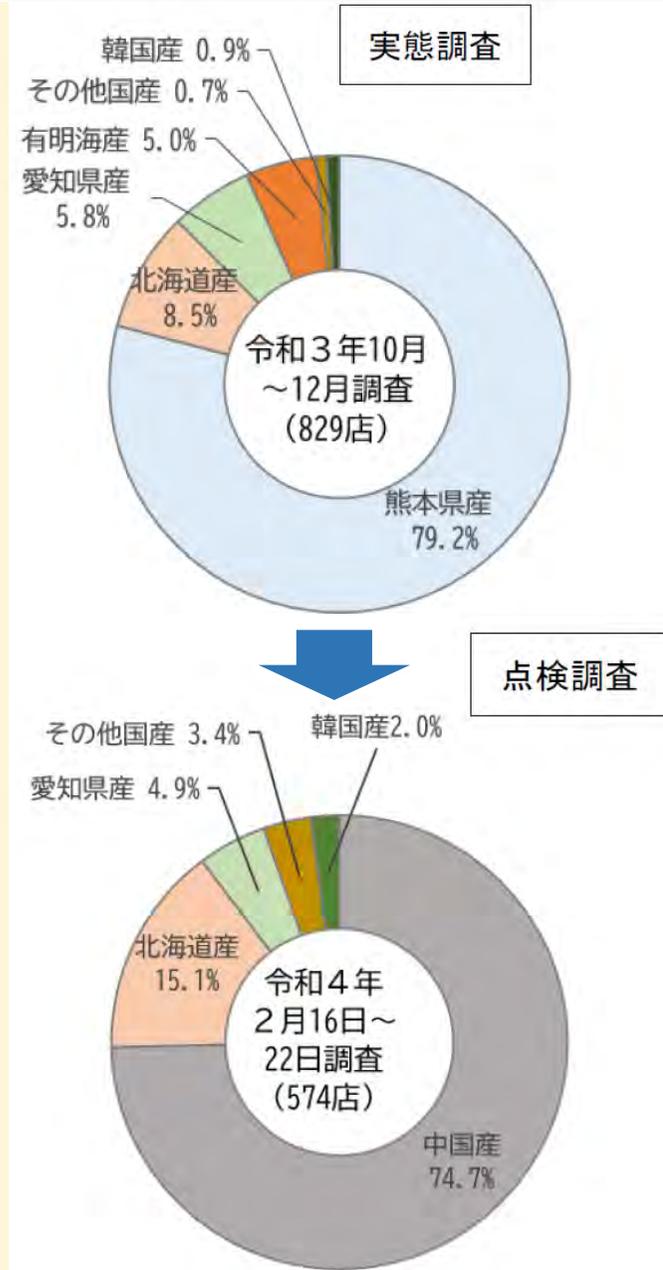
5 今後の対応

農林水産省では、引き続き、以下のとおり関係機関と連携し、実態調査により確認した疑義の解明に取り組みます。

(1) 実態調査により確認した原産地表示の疑義について、関係自治体とも連携しながら、速やかに立入検査を実施するなど徹底した疑義解明を行い、不適正な行為を確認した場合は、厳正な措置を行います。

(2) 食品表示法違反の行為を確認した場合などには、食品表示連絡会議を構成する各行政機関(消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省)で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

また、今般公表された「アサリの産地表示適正化のための対策」の効果を測るため、改正された食品表示基準Q&Aの施行1か月後を目途に、再度点検調査を行います。



*数値については、四捨五入等の関係で一致しない場合がある

(参考2) 広域小売店におけるあさりの産地表示の点検調査結果③

(令和4年3月18日 農林水産省公表)

実態調査

熊本県産



北海道産



愛知県産



点検調査

外国産

- 中国産
- 中国産
韓国産
- 韓国産



北海道産



愛知県産

